

(別紙1)

## 島根県産「つや姫」生産者の登録等について

### 1 登録生産者の要件

以下の全ての要件を満たす生産者を登録生産者とする。

- (1) つや姫を概ね30a以上作付する。ただし、統一した栽培方法（栽培ごよみ、資材など）により良質米生産に取り組む生産者組織の場合は、組織単位の面積で判断する。  
例) ○○JAつや姫生産部会、□□稲作協議会つや姫生産部会 等
- (2) つや姫栽培の手引き等による栽培方法を遵守し、特別栽培基準の栽培管理を行う。  
(慣行レベルは県公表の「水稻（コシヒカリ以外）」とする。
- (3) JA以外に出荷する米がある場合、「しまねエコ農産物等に係る表示ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づきしまねエコ農産物として生産し表示を行うこと、もしくは有機JAS認証を取得（見込みを含む）するものとし、別紙2の確認書及び別紙3の栽培計画書を生産年の1月末までに島根県農林水産部農畜産課（以下、「県農畜産課」という。）に提出する。
- (4) 栽培管理を記録するとともに、この内容を関係機関（JA、県関係機関）が情報共有することに同意し、関係機関から照会があった際には、情報提供に積極的に協力する。
- (5) 種子の取扱いについて十分理解し、第三者への種苗の譲渡と自家採種は行わない。

### 2 生産者の登録手続き

JAしまね各地区本部は、関係農林振興センター等と協議の上、生産年の3月末日までに登録生産者を選定する。登録生産者について、JAに出荷する生産者分は「島根特別栽培米取扱要項」の様式4を、JA以外に出荷する生産者分は県農畜産課から提供を受けた別紙2及び別紙3の写しをとりまとめ、5月末日までにJAしまね本店米穀課へ提出するものとする。

JAしまね本店米穀課は、各地区本部から提出された登録生産者一覧を県農畜産課に情報提供する。

### 3 栽培管理記録の提出

JA出荷の登録生産者の栽培管理記録について、JAしまね各地区本部は「島根特別栽培米取扱要項」の様式2をとりまとめ当年12月末日までにJAしまね本店米穀課へ提出する。

JAしまね本店米穀課は、様式2を県農畜産課と情報共有し、生産状況等の分析に活用する。

JA出荷以外の登録生産者は、ガイドライン別記4の様式例に沿った栽培管理記録を収穫終了後速やかに県農畜産課へ提出する。

#### 4 出荷実績報告の提出

J A出荷の登録生産者の出荷実績について、J Aしまね各地区本部は「島根特別栽培米取扱要項」の様式3により翌年3月末日までにJ Aしまね本店米穀課へ提出する。

J A出荷以外の登録生産者は、ガイドライン別記5の様式例に沿った出荷記録を翌年3月末日までに県農畜産課へ提出する。

#### 5 その他

- (1) 県内の教育機関（大学、農業高校等）において、授業の一環として「つや姫」を栽培する場合は、所在地に該当するJ Aしまね地区本部から種子を購入することとする。その際は、種苗の取扱いに十分注意するとともに、栽培概要が分かる計画書（任意様式）を添付することとする。なお、収穫物を販売する場合は、ガイドラインに準じた生産及び表示を行う。
- (2) 登録生産者が要件を遵守しなかった場合は、県及びJ Aしまねによる指導を行い、悪質と認められる場合は、次年度より登録生産者となることを認めない。

##### 県農畜産課への書類提出・連絡先

〒690-8501

松江市殿町1番地

島根県農林水産部農畜産課

持続可能な米づくり推進グループあて

TEL:0852-22-5129 FAX:0852-22-6043

※FAXでの提出も可